



発行 東京都

目次

告示

○建築基準法による道路位置の指定の取消し………
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定………（建設局道路管理部監察指導課）…

告示

●東京都告示第五百七十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年四月七日

東京都多摩建築指導事務所長

佐藤 至

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員（単位メートル）及び転回広場面積（単位平方メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

令和八年三月二十三日

あきる野市引田字阿岐野五十二番一並びに同番七及び同番八の各一部
延長 二八・七五
幅員 四・〇〇
転回広場 九〇・七五

●東京都告示第五百七十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和八年四月七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 都道北品川四谷線
- 二 指定する区間 港区高輪三丁目四百二十六番十八地先から同所百一番一地先まで
- 三 指定の概要 別図表示のとおり

